

◆ 安全・安心（防災、防犯 など）

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
1	令和3年4月	市道上を撮影する防犯カメラ設置について(提案)	<p>明石市が市道の道路管理者として、市道上を撮影する防犯カメラを設置・管理することを提案します。</p> <p>道路上を撮影する防犯カメラは、犯罪及び交通違反の抑止効果とともに、犯罪及び交通事故が発生した場合の事件・事故の解決に非常に有用です。</p> <p>店舗、事務所等の自衛用の民間の防犯カメラによる撮影が代替してくれる道路を除く、見通しの悪い道路や交通量の多い交差点については、安全・安心なまちづくりを推進する明石市が公共インフラとして、防犯カメラを設置・管理すべきと思います。</p>	<p>防犯カメラについては、犯罪抑止や安心感を高める効果があり、市民の皆さまからの期待が高いことも認識しております。また、重要犯罪をはじめ、様々な犯罪の犯人検挙の重要な証拠として報道されることも多く、捜査において欠かせないツールとなってきているところです。</p> <p>一方、24時間不特定多数の方を録画することになることから、プライバシーへの配慮は欠かせないものであり、設置場所や管理方法、管理者については、慎重に検討が必要であると考えております。</p> <p>そのため、明石市においては、プライバシーに配慮しながら、防犯カメラの効果を発揮できる場所として、市が管理する公共の施設等の中から、犯罪の抑止効果や市民の皆さまの安心感を高めることが見込める場所を、一つ一つ丁寧に選定し、市が責任をもって設置・管理していくことを基本方針としております。</p> <p>市の防犯カメラは、平成28年度から、駅前広場や駅自由通路、都市公園や近隣公園といった規模の大きい公園、地下道、駐輪場などに設置を進め、令和2年度末で73台となっています。また、令和3年度も10台の設置を予定しています。</p> <p>市が設置する防犯カメラにつきましては、先に述べたように、設置については慎重であるべきと考えておりますが、今後も、犯罪の発生状況やプライバシーへの配慮などを踏まえながら、必要な場所に着実に設置を進めるとともに、スクールガードの皆さんや防犯活動グループ、地域の皆さまとともに、犯罪や事故のない、市民の皆さまが安心して住み続けることができるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	総合安全対策室安全管理担当/078-918-5069
2	令和3年5月	市立小学校、幼稚園のリスク管理について	<p>小学校、幼稚園の門が施錠させていません。開けっ放しのまま児童は休み時間にグラウンドで走り回っています。今ここに侵入者があった場合、どうなるのだろうかいつも不安です。</p> <p>門を開ける場合は常に職員が立ち監視する、それ以外はしっかり施錠するなどリスク管理をしっかりして欲しいです。</p>	<p>小学校、幼稚園の門につきましては、学校園の立地状況により車の交通量の多い道路に面している門は、常に施錠している状態にすると交通渋滞が発生することから、施錠していない門もあります。</p> <p>現在、本市では、学校園への不審者侵入による子どもへの被害を防止し校内の安全性を確保するため、警備員1名配置と全校門に24時間監視の防犯カメラ等を設置する学校園の安全対策を、全小学校、幼稚園で実施しています。</p> <p>今後も、来校者に対する声かけや名札等により、来校者の身分や来校目的等の確認を徹底し、不審者の侵入を防ぎ学校園の防犯力の向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	青少年教育課/078-918-5057

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
3	令和3年7月	迷惑電話	コロナ禍以前にもありましたが最近迷惑電話が多くなりました。家族には電話に出ないように、電話機の機能で止めていますが、さすがに疲れてきました。明石の広報冊子に特集してください。電話機の近くに貼って家族に説明します。	明石市では、明石警察署と協力し、広報あかしの毎月1日号で「あかし防犯情報」として、最新の防犯情報を発信しております。兵庫県ではオレオレ詐欺など「特殊詐欺事件」の2020年における被害額が約16億6千万円で、2019年に比べて約5億6千万円増え、増加額が全国最悪となりました。明石市でも2021年の6月末時点で、25件の被害が発生しており、被害金額は2130万円となっています。前年の6月末時点に比べて、被害額は2880万円下がりましたが、件数は1件増えています。そのため、2021年のあかし防犯情報では、特に固定電話を使った特殊詐欺に関する防犯情報について、1月1日号、2月1日号、3月1日号、4月1日号、5月1日号にて啓発と注意喚起を実施してきました。8月1日号では、アボ電(アポイントメント電話)と呼ばれる、詐欺の電話をする前に、あらかじめ警察や金融機関職員、市役所職員などになりすまして、家族構成や家にある現金額などを聞き出す手口についての記事を予定しています。また、明石市内で被害が発生した際は、青色パトロール車で市内を巡回し注意喚起の放送を行うとともに、「防災ネットあかし」によるメール配信を実施しています。今後も、広報あかしや防災ネットあかし等で最新の防犯情報についてお知らせしていきますので、ご家庭での防犯対策にお役立ていただければと思います。	総合安全対策室安全管理担当/078-918-5069
4	令和3年8月	防災無線について	夕刻に大音量で流れている音楽メロディーの件ですが、今流れているのは「うの花におう垣根に、ホトギス早も来鳴きて…」です。今現在、8月後半になりました。はたして気候に合っていますでしょうか。6月頃は「春のうらの隅田川…」だったと思います。今一度、気候と楽曲の件ご検討くださいませ。	毎日午後5時に流れる音楽については、市が設置している防災行政無線の作動チェックを兼ねて放送しているもので、春(3～5月)・夏(6～8月)・秋(9月～11月)・冬(12月～2月)に分けて、曲目を変更しております。放送する曲目については、春は「花」、夏は「夏は来ぬ」、秋は「七つの子」、冬は「こぎつね」としており、いずれの曲も、四季の変化にあった童話や唱歌として公募を行い、最も投票数の多かったものを選曲しております。四季の移り変わり目によっては、曲と気候にギャップを感じることもかと思いますが、ご理解のほどよろしく願いいたします。	総合安全対策室地域防災担当/078-918-5069
5	令和3年9月	大蔵海岸への派出所の設置	朝霧駅から繋がる歩道橋を降りたあたりの大蔵海岸内に警官が常駐する派出所を設置するよう、兵庫県警に働きかけていただきたくご連絡いたしました。大蔵海岸内に夜遅くまで人がたむろしています。また、24時間営業のスーパーを目指して毎晩のように暴走族が集まります。	大蔵海岸公園は指定管理者により管理運営を行っており、喫煙や花火などの禁止行為や迷惑行為などを発見した際には、警備員が中止するよう注意喚起しています。また、週末などについては、夜間の警備巡回も実施しており、警察への通報が必要な暴走行為についても迅速に対応しているところです。ご意見にございます派出所の設置については、現在予定はありませんが、今後の公園管理の参考にさせていただきますので、ご理解頂きますようお願い申し上げます。	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
6	令和3年9月	街路灯の球切れと取付の向き変更依頼	林崎駅前の街路灯が点灯していませんので修理をお願いします。 【街路灯番号7017-050】です。 また、その街路灯の駅前側の旧駐輪場の街路灯が、空き地に向けたままで、駅前道路側に向きを変えていただくと、駅前の暗さが解消されますので、ご配慮をお願いします。【街路灯番号7017-184】です。	【街路灯番号7017-050】については、センサー不良が判明したため、センサーの取替まで、終日点灯した状態で対応させていただきます。 また、【街路灯番号7017-184】については、方向を変えるなどの対応策を検討してまいります。 ご理解のほど、よろしくお願いします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
7	令和3年10月	浸水被害軽減と節水対策	集中豪雨による浸水被害軽減と節水対策に、戸建てやマンションなどの住宅や工場やオフィス、病院や商業施設等に雨水貯留タンクの設置を行う者に助成を行ってください。	近年、台風の大規模化やゲリラ豪雨の頻発、都市化の進展に伴う雨水流出量の増大などにより、浸水リスクが高まっています。 明石市では、浸水被害を最小限に抑えることを目的として、『自助・共助・公助』の連携によるハード・ソフト対策のバランスのとれた浸水対策を目指し、雨水貯留・浸透施設などの整備促進に取り組んでまいりました。 下水道室でも、雨水貯留の一環として平成22年度から平成25年度の3か年に『雨水貯留タンク設置助成制度』を設け、水資源の有効活用、浸水対策、環境・防災への意識啓発などを行い、一定の目途がたったことから現在は廃止しており、財政面からも復活の予定はありません。 一方、宅地開発事業者に対する雨水浸透ますの設置指導等により、浸透施設の整備拡充を進め、雨に強く浸水被害のないまちづくりに取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。	下水道室下水道総務課 /078-934-9620
8	令和3年10月	節水対策と災害対策	市内の全ての公立学校に雨水利用システムを順次導入してください。 校舎の屋上に降る雨水を貯留槽に貯めて、ろ過、消毒処理をした後、トイレ洗浄や植栽の散水などに利用して節水対策を行い、地震や台風の断水時には非常用水として災害対策を行ってください。	現在、明石市内の各小中学校につきましては、大部分で受水槽及び高架水槽を設置しており、災害時においても短い期間ではありますが、水の確保は可能です。 また、節水対策の雨水利用システムについてですが、市内41小中学校への導入費用や維持管理費用など財政的にもかなりの負担が生じますので、現在のところ、予定しておりません。 ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。	学校管理課/078-918-5197
9	令和3年10月	自転車の危険運転について	西明石の新幹線高架下側道の急坂を自転車が猛スピードで下って来たので、危うくぶつかりそうになった。 この場所で何回も事故現場を目撃し危ないと思っていた。高齢者だったら避けることが出来ず死亡事故にもつながるのではないかと思う。 急坂を猛スピードで走行する自転車を取り締まってほしい。	自転車利用者の運転マナーが守られていないことは市も認識し、啓発の重要性を重く感じています。 これまで本市では、スタントマンが模擬交通事故を再現し、事故の怖さを感じながら交通ルールやマナーを学ぶ「スクエアード・ストレイト教室」を市内すべての高校で開催するほか、中学校や自治会など地域に出向き、明石警察署と連携のもと交通事故の発生状況など具体を交えた講話や、リーフレット、DVDといった教材を用いた交通安全教室を開催しているところです。 また、兵庫県では「自転車の安全で適性な利用の促進に関する条例」が平成27年4月1日に施行され、全国に先駆けて自転車の損害賠償保険等の加入が義務化されるなど、本市のみならず兵庫県下全域で自転車対策に取り組んでいるところです。 今後も引き続き警察署と連携を強化しながら、自転車ルールとマナーの向上に努めて参りますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。 なお、今回いただいたご意見は、明石警察署にお伝えし、自転車をはじめとする交通違反の取り締まりの強化をあらためて要望いたします。	道路安全室交通安全課 /078-918-5036

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
10	令和3年10月	居宅介護支援事業所への非常時業務の委託	居宅介護支援事業所への非常時業務の委託は、新型コロナウイルス感染症第6次感染拡大や南海沖地震など保健所の業務処理能力を超える事態に備えることを意図しています。 そのような事態には、市役所内の他の組織の職員の派遣を受けることによって対応は可能ですが、他の組織の業務の停滞等の影響は避けられなかったはずです。 津波の被害で、広範囲に停電が生じ、鉄道が不通になり、道路が分断された上に、参集する職員が少ない場合に、本当に行政だけで対応できると思われません。、東日本大震災における宮城県のケアマネジャーの活動を参考にして、非常事態が発生する前に、標記の委託の取り扱いを定め、行政と居宅介護支援事業者との間で、その運用方法を研究するとともに、小規模であっても実証実験を行うことを提案します。	現在本市では、南海トラフ地震等の災害発生時に、自力での避難が難しく避難支援を必要とする障害者、高齢者等の要配慮者への円滑な支援を行えるように、日常的な支援を行うケアマネジャー等の福祉専門職と地域の自治会・町内会、民生児童委員、総合支援センター、市等の関係者からの情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成し、それぞれの立場での意見を出し合い、ひとり一人の避難場所や必要な支援、支援者などをあらかじめ決めておく個別支援計画の作成促進に連携し取り組んでいるところです。 このような取り組みを通じて自助や地域共助による安否確認、避難支援の環を広げながら、ケアマネジャー等の福祉専門職との関係を築き、災害の規模や被害状況に応じて協力体制の構築を図っていきたくと考えております。	福祉政策室福祉総務課 /078-918-5025
11	令和3年11月	ぶじだすタオル・たすけてペーパーの市全域への拡大について	太寺4丁目町内会では、災害発生時に、ご近所による安否確認の方法としてぶじだすタオル・たすけてペーパーの掲出を取り決め、毎年1月17日阪神淡路大震災の日に掲出訓練を行っています。 居宅内にいる全員が無事な場合にはタオルを郵便受け等に掲出します。誰かの助力が必要な場合には、ペーパー(新聞・チラシ等)を郵便受けに掲出します。 特に浸水想定地域において、効率的な声掛けをする有効な方法です。 過去の災害を忘れず、次の災害に備えて、全市域で1月17日にぶじだすタオルを掲出する訓練を実施することを提案します。	災害発生時の共助において、特に安否確認はまず重要となる情報であり、だれもが家に置いてある物で取り決めを行うことは、緊急時の行動について合理的だと考えます。 「ぶじだすタオル・たすけてペーパー」の取り組みを全市へ拡大するかについては、他の地域が同様の取り組みをしている場合もありますので、全市で同じ取り組みを行うべきか、それとも地域の特性に応じた取り組みを行うべきか、他の地域の意見も聞きながら検討していきたいと考えています。 この度は貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。	総合安全対策室地域防災担当/078-918-5069
12	令和3年11月	保育園、幼稚園、小学校の警備について	11/9日に宮城県登米市のこども園に男が刃物を持って侵入した事件がありました。 私の子が通っている幼稚園は小学校と併設で小学校の門のところには守衛がいますが、幼稚園の門には守衛もおらず、入ろうと思えば、誰でも勝手に入れてしまいます。 幼稚園の建物自体も何処からでも建物内に入れるようになっていて、万が一同じような侵入事件が起きたら子どもたちを守るのか、心配です。 対策として、登降園の時間以外は門に鍵をかけて、門にインターホンをつけて保護者に配布されている入門証と顔を確認して幼稚園に入るようなシステムにできるようにして欲しいです。 また小学校にいる守衛さんも、いざという時に侵入者と戦えるような、抑止力になるような、警察OBや、格闘技経験者などの男性にして欲しいです。 またそんな人が集まるようなPRをして欲しいです。	公立幼稚園において、不審者侵入を防止するためには、様々な方法が考えられますが、ご指摘のカメラ付きインターホンについては、学校警備員の配置状況等を勘案し、必要に応じて未設置の幼稚園に設置を進めていく予定となっています。また、不審者侵入時などのいざという時に適切な対応が取れるよう、日ごろから様々な状況を想定した訓練を行っています。ご理解をいただきますようお願いいたします。 こども育成室 小学校の警備員について、青少年教育課から回答させていただきます。 現在、本市では、学校園への不審者侵入による子どもへの被害を防止し校内の安全性を確保するため、警備員1名配置と全校門に24時間監視の防犯カメラ等を設置する学校園の安全対策を、全小学校、幼稚園で実施しています。 また、警備業者を決定する条件として、警備員の条件を① 65歳未満である。② 施設警備の実務経験がある。③ 緊急事案の発生時などにおいて、子ども等の安全確保が迅速にできる。④ 身だしなみや言葉遣いはもとより、子ども、保護者、地域住民等に信頼・信用されるものである。⑤ 来訪者には誠実かつ丁寧な対応、児童・園児には教育的な配慮を持って接することができる。など、厳しく設定しています。実際に、小学校の警備員の中にも警察OBもあり、その他の警備員についても、上記の条件を満たす者を配置しております。引き続き、学校における安全対策の推進に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。 青少年教育課	こども育成室/078-918-5149、 青少年教育課/078-918-5057

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
13	令和3年11月	災害、防犯への設備投資について	<p>地震が来るとかなり揺れるのに震度1にもなってないのですが、市内各地に震度計を設置してののでしょうか。</p> <p>明石だけでなく端の魚住、二見地区にも震度計を設置、点検して下さい。</p> <p>あと、最近、人が10人位集団でよく住宅周辺に居るのを度々見かけ、かなり怖いので市内各地、公園や暗い路地など、防犯カメラの設置をお願いします。</p> <p>子育て支援ばかりに偏らず、防災、防犯にも力を入れて下さい。</p> <p>性犯罪も増えて来ているので、防犯カメラや警察と連携してパトロールの強化をお願いします。</p>	<p>明石市では、気象庁によって、消防署の中崎分署に震度計が設置され、定期的な震度計の点検が行われています。震度計は、気象庁や都道府県、防災科学技術研究所により設置され、震度観測を自動的、客観的に行うために導入されるものです。明石市のほか、播磨町、稲美町、加古川市にも設置されており、一定の間隔で震度を計測しております。</p> <p>防犯カメラにつきましては、明石市では、犯罪の発生状況やプライバシーへの配慮などを踏まえながら、駅前広場や大規模公園、地下道、駐輪場などに設置を進めています。また、自治会でも県の補助金を活用して設置を進めていただいています。</p> <p>警察とは、日頃より犯罪の発生状況などを情報共有し、連携して市民広報やパトロールを行っています。また、犯罪や事故のない、安心して住み続けることができるまちづくりには、市と地域の皆さまが協働で活動していくことが重要であり、スクールガードの皆さんや防犯活動グループ、地域の皆さまからの要請を受け、市の青色パトロール車にご同乗いただいて、一緒にパトロール活動を実施しています。</p> <p>ご近所で怖いと感じることがあるとのことですが、不審・不法な行動を目撃された場合には、警察への通報にご協力をお願いいたします。</p> <p>今後も地域や警察などの関係機関と協力しながら、防犯・防災の面からも安全・安心のまちづくりを進めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p>	総合安全対策室安全管理担当/078-918-5069
14	令和3年11月	水災害時における人命救助活動の支援について	<p>弊社では、ジェットスキーイベントを運営するための機材として、救助用ジェットスキー以外にも水用タンカ、ライフスレッド、ライフジャケット、無線機、医療備品、AEDなど、人命救助に関する機材を専用トラックに常時積載してあります。</p> <p>ジェットスキーは船底にスクリューが出ていないので、船外機に比べ浅くても走行すること、スクリューに巻き込まれる心配がないこと、小回りが利くので機動力が高いこと、水面からの乗込みが容易であることなど、救助活動に最適です。</p> <p>については、弊社の社会貢献の一環として、万一の水災害発生時には救助活動に参加させていただき、一人でも多くの明石市民のお役に立てれば幸いに思います。</p>	<p>本市としましては、現状、発災直後の人命救助等におきまして、ジェットスキーの活用は想定しておりませんが、被災状況によりましては、御社に対しまして人的・物的の支援をお願いすることがあるかもしれません。</p> <p>御社におかれましては、様々な形で社会貢献に引き続き取り組んでいただき、本市の安全安心なまちづくりにご協力いただきますようお願いいたします。</p>	総合安全対策室地域防災担当/078-918-5069

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
15	令和3年11月	南海トラフ巨大地震の津波による避難に関する情報の提供について	<p>市民に配布されている地震災害ハザードマップには、標高3m以下の地区は白地で示されています。この白地で示した地区全体を避難対象地区とするのか、一部を避難対象地区とするのか方針が示されていません。白地で示した地区の住民は、自分の住居の場所で想定される水深を知っておきたい。徒歩や自動車での避難する際の道路冠水の情報としても欠かせません。したがって、水深は0.2、0.4、0.6、1.0、1.5、2.0、3.0mの区分が必要です。</p> <p>想定外の標高5mの津波の到来が予測される場合には、避難対象地区の住民は得ていた推進情報に2mを加えて避難準備を選択することができます。</p> <p>さらに、標高3mの津波が到達し、津波の危険が終了後、白地で示した地区内の各場所の推進がゼロになるまでの想定時間数についても知っておきたい情報です。居宅から非難した住民が避難先から自宅に戻ることでできる時間の目安になります。</p> <p>非難指示を発令した場合、非難する住民の数をどのように想定しているか、津波一時避難ビルへの避難者数及び隣接する地区への避難者数を知っておきたい。</p> <p>以上の情報を掲載した避難ガイドを作成して、市民に公表することを提案します。</p>	<p>南海トラフ巨大地震の津波による明石市の浸水範囲については、兵庫県が平成26年に実施したシミュレーションでは、最高津波水位が2mのため、防潮堤が機能すれば全て防潮堤外にとどまるとされておりませんが、想定を超える高さの津波が発生した場合は、津波の警戒が必要な範囲に対し避難情報を発令する体制としております。</p> <p>現在、本市ハザードマップについては、洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域及び浸水継続時間等を兵庫県から公表された最新のものに改訂するなどの作業を進めているところですが、今回頂きましたご意見すべてをハザードマップに反映させることは難しいことから、市ホームページや出前講座等を活用し、市民に対し、必要な情報を提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p>	総合安全対策室地域防災担当/078-918-5069
16	令和4年2月	福祉施設内の防犯ビデオの設置について	<p>他市の福祉の学校は、虐待防止の点から、教室に防犯カメラを設置して、通われている利用者の保護者さんに学校の様子が見えるようなシステムになっていると聞きました。</p> <p>福祉の学校や施設で、何か問題があった時に問題解決の糸口になるように、防犯カメラを義務づけしてほしいと思います。</p> <p>利用者、福祉従事者を守るために、防犯ビデオは有意義だと思います。</p>	<p>近年、虐待防止や防犯上等の観点からカメラの設置が様々な場面で見られるようになり、必要性については認識しています。</p> <p>一方で、施設等の設置基準においては義務とされていないため、義務化を行うには、カメラの設置場所・機器の導入負担・プライバシーの問題など、様々な観点から検討すべき課題があると考えます。</p> <p>今後は国の基準の改正などの動向にも注視しながら、安心して利用できる福祉サービス、安心して働くことのできる環境について考えていきたいと思っております。</p>	生活支援室障害福祉課/078-918-1344
17	令和4年3月	EV消防三輪車	<p>路地等の狭い道路でも消化活動を出来るEV消防三輪車の順次導入を行って下さい。</p>	<p>消防局では、消火活動を行う車として、水槽付消防ポンプ自動車を配備しておりますが、狭隘道路対策として、車両更新時に一回り小さい水槽付消防ポンプ自動車の導入をすすめております。</p> <p>ご提案頂きました、EV三輪車は、小型で路地等の狭い道路にホースなど資機材を搬送することが容易にできる車両として認識しておりますが、反面、消火用ポンプ機能が無く、乗車する隊員も1名ないし2名と火災現場での活用としては限定される消防車両であると考えております。</p> <p>現場により近づけるという利点はございますが、必ずしも現場近くに進入させる必要はなく、また消防局の整備方針として、火災、救助、水防活動や救急支援活動等あらゆる災害に対応できる消防自動車の導入を図っているところです。</p> <p>今後も、日々進化する消防機械器具と明石市の実情とを照らし合わせながら、より有効な機械器具の導入を検討してまいりたいと考えておりますので、なにとぞご理解賜りますようよろしくお願いいたします。</p>	警防課/078-918-5271

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
18	令和4年4月	危険箇所への提言	文化博物館の西側にエレベーターがあり、そこに柵があるのですが、隙間が空いています。小さい子どもがすり抜けることができます。すり抜けた場合、10メートル以上下に落下してしまいます。対応の検討をお願いします。	「文化博物館の西側エレベーター付近にある柵の隙間が危ない」とのご連絡いただきましたが、現地確認の結果、歩道橋とエレベーターの構造が分かれています。柵がそれぞれの構造ごとに設置されていることを確認しております。両端部の隙間を計測したところ、柵等の隙間の最小基準値である15cm以下となっておりますが、近隣に文化博物館やこども園が立地していることを踏まえ、隙間から転落しにくくする対策を検討させていただきます。今後、対策の検討を行いますので、工事の着手までには少しお時間をいただきますが、ご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます。(道路安全室道路整備課/078-918-5034)	道路安全室道路整備課/078-918-5034
19	令和4年4月	こどもの防犯につきまして	<p>近隣の市では、通学時や外出時のこどもの安全を確保するため、通学路や学校周辺だけでなく、公園周辺や駐輪場周辺、主要道路の交差点など1500台ほどのカメラを設置しています。また、見守りカメラにビーコンタグ(BLEタグ)検知器を内蔵することで、子どもや認知症で行方不明になる恐れのある方の位置情報履歴を保護者や家族に知らせる見守りサービスの取り組みがあります。こどもたちの登下校の状況が分かるような(門をくぐったら保護者に通知が届く)サービスも随分前からあります。明石市ではこのような取り組みはされておられないように思うのですが、昨今不審者の情報も多く、不安の中子育てをしている親としては大変安心できるサービスです。ぜひ導入くださるようよろしくお願いいたします。</p> <p>以前の意見と回答で、学校園内の安全性を確保するため、警備員1名配置と全校門に24時間監視の防犯カメラ等を設置する対策を、全小学校、幼稚園で実施しておられるとあったのですが、公立、私立の認可保育園や私立の幼稚園の防犯対策はいかがでしょうか。防犯対策への指導やガイドライン、補助金等はありませんでしょうか。どこの園に通う子どもたちも安全が守られるよう、どうぞよろしくお願いいたします。</p>	<p>現在、本市では、地域の方々や保護者の皆様を中心として各小学校区単位で組織されたスクールガードの皆様により、通学路を始め校区内においては、登下校時の見守り活動や青色防犯パトロール車によるパトロールを行っています。また、学校園への不審者侵入による子どもへの被害を防止し校内の安全性を確保するため、警備員1名配置と全校門に24時間監視の防犯カメラ等を設置する学校の安全対策を、全小学校で実施しています。さらに、子どもたちが通学路上でいざという時に助けを求められることができる駆け込み場所として、個人や商店等に「こども110番の家」の登録にご協力頂いており、下校指導時や校外学習等において子どもたちに「こども110番の家」の場所確認の実施を行っています。また、全小学生に防犯ブザーを配付し、学校の登下校時だけでなく、下校後の外出時にも携帯することで、子どもたち自身の自己防衛・防犯意識を高めるとともに、犯罪の抑止を図っています。</p> <p>保護者の皆様に対しましては、不審者情報配信システム「すぐメール」への登録をお願いしており、登録者に学校園から寄せられた不審者情報をメールで配信し、注意喚起を行っています。スクールガードの皆様やPTAなど、より多くの方で見守っていくことや、子どもが自らの安全を守るための防犯教室、保護者への意識啓発、教職員への防犯訓練など、総合的な安全の向上に努めているところです。</p> <p>また、登下校時の児童の校門通過時間を保護者にメールで通知するシステムにつきましては、令和2年12月よりPTAから要望のあった学校に順次導入しており、現在市内30校(23小学校・7中学校)で運用しております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。(教育企画室青少年教育担当/078-918-5057)</p> <p>保育施設における防犯対策指導として、市の監査で主に以下の2点をチェックしています。</p> <p>1点目は、不審者対応マニュアルが整備されているか、また、研修などを通じて、職員にマニュアルをどのように周知しているかも併せて確認しています。2点目は、不審者対応訓練について、適切に行われているかを実施記録などに基づき確認しています。</p> <p>なお、補助金に関しては、防犯対策の強化に係る費用の一部を補助する事業があり、施設からの要望を受けて対応しています。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。(こども育成室/078-918-5093)</p>	こども育成室/078-918-5093

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
20	令和4年4月	明石市教育委員会が送信している防犯メールについて	息子を市外の学校に通わせていますが、明石に住んで生活をしていません。明石市教育委員会が送信している防犯メールは、明石市内の小学校に通っている親等にしか送信されません。兵庫県の防犯メールでは送信されておらず、現状では、市内の小学校に通っていないとその情報等を得ることができないと言われました。対処をお願いしたいです。	4月にお問い合わせをいただいた時点では、システムの都合上、ご希望に沿うことができず、申し訳ございませんでした。ご意見をいただき、令和4年5月より、明石市内の学校園に通っていないお子様の保護者様にも、不審者情報メールを配信できるように設定を変更いたしました。お手数をおかけしますが、ご登録を希望される方は教育委員会事務局 教育企画室 青少年教育担当までご連絡をお願いいたします。	教育企画室青少年教育担当/078-918-5057
21	令和4年6月	市道上の防犯カメラの設置について	市道上に設置する防犯カメラは、幼児・認知症高齢者を含む行方不明者の早期発見、交通事故の原因解明、犯罪者の逮捕や自首に大きな成果を挙げています。 明石市では100か所の公園に防犯カメラを設置することを目標としていますが、公園内で発生する犯罪の予防効果が目的のようです。 5カ年計画でもよいので市道上に1,000台程度設置してください。	ご意見のありましたとおり、加古川市(1,475台)や神戸市(2,000台)、伊丹市(1,200台)など、防犯カメラを市内全域に設置している自治体につきましても設置状況、運用などについて調査を行っており、実態は把握しております。 明石市においては、プライバシーに配慮しながら、公園に限らず、駅前広場や駅自由通路、地下道、駐輪場など市が管理する公共の施設等の中から、効果を発揮できる場所を選定し、市が責任をもって設置・管理していくことを基本方針としております。 防犯カメラの主な設置目的は、犯罪の抑止、安心感の醸成、施設の適切な管理のためとなりますが、犯罪捜査や行方不明者の捜索、交通事故の状況確認等でも活用されています。現在73台ですが、今後5年間でネットワーク化を図りながら100台体制で運用していく予定としています。 市全体の防犯カメラの在り方については、市が設置するもののほか、自治会や企業が設置しているものも踏まえ、引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。	総合安全対策室安全管理担当/078-918-5069
22	令和4年7月	自転車について	明石市では、自転車で子連れの方をよく見かけます。親御さんが子どもを自転車の前と後ろに乗せて、そして、もう一人おんぶしてこいでいるところをみてゾッとしました。 前後の子どもはヘルメットをしているのにおんぶの子どもはヘルメットをしていませんでした。 転倒し、おんぶの子どもに何かあってからでは遅いです。 自転車の乗り方、おんぶの危険性、ヘルメット着用をどうか、もっと通達してください。	自転車利用者の運転マナーが守られていないことは市も認識し、啓発の重要性を重く感じています。 これまで本市では、スタントマンが模擬交通事故を再現し、事故の怖さを感じながら交通ルールやマナーを学ぶ「スケアード・ストレイト教室」を市内すべての高校で開催するほか、中学校や自治会など地域に出向き、明石警察署と連携のもと交通事故の発生状況など具体を交えた講話や、リーフレット、DVDといった教材を用いた交通安全教室を開催しているところです。 教室開催時には、必ず自転車乗車中のヘルメットの重要性を説明しています。 今後も引き続き警察署と連携を強化しながら、自転車ルールとマナーの向上に努めてまいります。 また、道路交通法では、自転車の「4人乗り」は認められておりません。今後見かけられましたら、すみやかに警察に通報をしていただき、市へ具体的な時間、場所等をご連絡いただけましたら、近隣の保育所等関連機関に啓発させていただきますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。	道路安全室交通安全課/078-918-5036

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
23	令和4年7月	浸水対策について	<p>本年、明石市ハザードマップが改定されました。線状降水帯などの集中豪雨のニュースを拝見すると、明石駅の南側、特に港町から材木町と岬町は低地でもあり、明石川の氾濫や豪雨で浸水被害が出ないか不安です。</p> <p>市の対策として予算や順番があるのは承知ですが、できるだけ浸水被害の無いよう対策検討頂きますと幸いです。</p>	<p>ハザードマップは、災害時の危険度を示したものです。また、ハザードマップで想定される風水害(洪水・高潮)に対しては、海や川に近く、しかも周辺地盤よりも低い土地については、とりわけ不安に感じられることと思います。明石市内では、集中豪雨による水害に対して脆弱な地域が点在しておりますことから、こうした地域の浸水被害の発生を抑えることができるよう、効率的かつ効果的な雨水管整備に努めるとともに、水路や道路側溝などの既存施設を有効に活用した総合的な治水対策に努めてまいります。</p>	下水道室下水道整備課/078-934-9628
24	令和4年12月	人丸小学校の登校班について	<p>人丸小学校は登校班がありません。歩道のない道や、視界の悪い車道を通して通学しないとならない子どもたちも個人で通学しています。</p> <p>近くの横断歩道では、シニアの方が信号旗で対応してくださっていますが、歩道に立って安全確認をしているのはその方だけです。車もスピードを落とさずに子どもたちの横を通り、自転車も子どもたちのギリギリを猛スピードで通ります。</p> <p>人丸は登校班を作ることはないのでしょうか。または、危険な道には安全を守ってくださる人を増やしてほしいです。</p>	<p>通学路の指定及び登校方法については、各学校長が決定しております。登校方法について、人丸小学校に確認しましたところ、安全な集合場所を確保するのが難しいこと、校区の特徴として狭い道が多く集団登校には適していないことを理由に、個別登校を行っているとのことでした。</p> <p>この件につきまして、ご質問等ありましたら、人丸小学校にお問い合わせいただきますよう、よろしく願いたします。</p> <p>今後とも、本市の教育活動の推進にご理解とご協力をお願いいたします。</p>	学校教育課/078-918-5055
25	令和5年2月	歩道の自転車走行禁止について	<p>12月5日に開通した、山手台方面へ行く道路の歩道は自転車走行禁止(歩道上は降りて押す)と貼り紙がありますが、たくさん自転車が走行していて危険です。</p> <p>お年寄りや小さい子どもにぶつかりそうになっています。</p> <p>何か対策をしてください。</p> <p>掲示物なんて、自転車乗ってる人は見ないので、自転車に乗ったまま走行できないように市が早急に工夫してください。</p>	<p>当該道路は警察が行う交通規制による自転車歩道通行可の歩道ではございませんので、13歳未満の児童・幼児、70歳以上の方、車道通行に支障がある身体障害者が運転する場合や、安全上やむを得ない場合等を除いては、自転車は原則車道の左側を通行しなければなりません。また、自転車が歩道を通行する場合は、歩行者優先で、歩行者の通行を妨げることとなる場合は一時停止しなければなりません。そのため、歩行者の安全を守ることを目的に、注意喚起の看板を設置しております。</p> <p>ご提案いただきました「自転車に乗ったまま走行できないよう工夫してください」という点につきまして、歩道は幅広い世代の方が利用され、ベビーカーや車いす、買い物カート等の利用者もおられることから、例えば、自転車に乗ったまま通行できなくなるよう歩道を通行しにくい形状にするといった物理的な対策は困難であります。</p> <p>以上のことから、歩行者優先を原則とするなか、歩行者や自転車利用者の安全を確保するため、今後とも関係機関と連携し、交通マナーの向上や自転車の車道通行を促す対策を実施してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p> <p>また、周囲の安全に危険を及ぼすような自転車の危険走行は交通違反となりますので、危険走行を確認された場合は、110番など、警察への通報をお願いいたします。</p>	道路安全室道路整備課/078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
26	令和5年2月	防犯カメラの設置を要望します	最近凶悪な犯罪が増え、また悲惨な交通事故が毎日起きています。しかし、防犯カメラの映像から、犯人逮捕や事件事故の正確な状況が明らかにされています。カメラ設置の功罪はあると思いますが、現状では生活の安全を守る上で、必要不可欠だと思います。居住するマンションの内外には多数ありますが、周囲の交差点や道路等には見受けません。以前、加古川市内に何千ものカメラを設置したと報道されましたが、明石市にも多数のカメラ等、市民の安全を守る対策を要望します。	防犯カメラは、犯罪の抑止、安心感の醸成、施設の適切な管理のためだけでなく、犯罪捜査や行方不明者の捜索、交通事故の状況確認等でも活用されていると認識しております。明石市においては、プライバシーに配慮しながら、公園や駅前広場、駅自由通路、地下道、駐輪場など市が管理する公共の施設等の中から、効果を発揮できる場所を選定し、市が責任をもって設置・管理していくことを基本方針としており、現在73台の防犯カメラが稼働しており、今後ネットワーク化を図りながら100台体制で運用していく予定としています。また、加古川市(1,475台)や神戸市(2,000台)、伊丹市(1,200台)など、防犯カメラを市内全域に設置している自治体とも情報共有を図り、設置状況、運用方法、効果などの調査をしております。将来的な市全体の防犯カメラの在り方については、市が設置するもののほか、自治会や企業が設置しているものも踏まえ、引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	総合安全対策室安全管理担当/078-918-5069
27	令和5年2月	廃屋のような家について	この街の景観に惚れて転入してきたのに、駅からの帰途に廃屋のような家があり、気分が落ち込みます。家はどんどん増長していった物に埋もれて、街の景観を損なうだけでなく放火される危険性もあります。所有者も居ることでしょうし、更地にするにも多額の費用を要するのでしょうか、この家を放置しておくのは良くないです。早急に対策を講じるべきだと考えます。敷地内に積み上げられた物に放火でもされたら危険です。行政から物を撤去するように指導なり勧告なり出来ないもののでしょうか。	お問い合わせいただいた家屋につきましては、お住まいの方がいることを確認しております。建築物の状態としまして、建築基準法に基づき指導できる保安上危険な状態とは言えず、個人の所有物であることから、市が当該建築物の使用等について、対策等を講じることはできません。ご理解賜りますようお願い申し上げます。住宅・建築室建築安全課 ご指摘の家屋につきましては、3月上旬に職員が訪問し居住されている方と直接お話をさせていただき、敷地内にある大量の物品につきまして、放火等の懸念があることをお伝えするとともに、火災予防啓発チラシをお渡しして注意喚起をさせていただきました。ご理解賜りますようお願い申し上げます。消防局予防課	住宅・建築室建築安全課/078-918-5046 消防局予防課/078-918-5272
28	令和5年3月	子どもの飛び出し	国道2号土山イオンから土山駅方向に自転車に乗った小学生2人、その子達を追いかけるように1人の男児3人共小学低学年の子達が飛び出し、轢かれそうになっていました。対向車の方が早めに気づいてブレーキをかけていたので接触していませんが、きちんと小学校でも交通について教育して下さい。横断歩道以外の道路横断が多いと感じます。	自転車利用者の運転マナーが守られていないことは市も認識し、啓発の重要性を重く感じています。本市では、スタントマンが模擬交通事故を再現し、事故の怖さを感じながら交通ルールやマナーを学ぶ「スケアード・ストレイト教室」を市内すべての高校で開催するほか、中学校や自治会など地域に出向き、交通事故の発生状況など具体を交えた講話や、リーフレット、DVDといった教材を用いた交通安全教室を開催しているところです。また、小学校・幼稚園・保育所についても交通安全に関する専門的な知識や警察との連携に十分な実績を有する明石交通安全協会に交通安全教室の実施を委託するなど、幅広い世代に対する交通安全教室を実施しております。さらに、頂きましたご意見やご要望につきましては、対象となる校区の小中学校に情報提供し、注意喚起を促すとともに、明石警察に取り締まりやパトロールの強化を依頼してまいりますので、ご理解の程よろしく願いいたします。	道路安全室交通安全課/078-918-5036

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
29	令和5年3月	坂道でスケートボードやるキッズ集団	緩やかな坂道で小学生と思われるキッズ集団がスケートボードをやっています。 何度も小学校や教育委員会に苦情を入れましたが改善はないです。 道も狭くて、速度を出した車や自転車、歩行者も比較的多く通るので非常に危ないと感じます。事故が起きる前に、何らかの形で徹底指導して欲しいです。	明石市立学校では、学校内だけでなく、放課後や休日においても、公共におけるルール・マナーについて、一般の方や地域に迷惑をかけないように指導をしているところでございます。 特に交通ルールを遵守することは、命に関わることでありますので、再度、各学校で指導を徹底するよう再周知します。	学校教育課/078-918-5055
30	令和5年5月	電柱の部品が危ない	明石駅から文化博物館を通過して太寺へ向かうバス道の、上ノ丸バス停の辺りの電柱の部品が長い期間歩道に突き出していて、子どもの目の高さで危ないです。直してください。	今回のご指摘箇所を確認したところ、電柱巻き看板の留め具の措置が不十分であったことから、5月8日に電柱の管理者であるNTTへ対し改善の申し入れを行い、5月12日に現地確認したところ、適切に処理されていたことを確認いたしました。	道路安全室道路総務課/078-918-5031
31	令和5年5月	街灯設置について	家の周辺に街灯がなく、夜は真っ暗でとても不安です。家の門灯を点けっぱなしにしていけないような状態です。 少し奥に入った道路で袋小路になっていますが、入ってくる人や不審な人も見かけるので、防犯面でもとても不安です。 できるだけ早く各電柱ごとに街灯を設置していただけますようお願いいたします。	街路灯の設置要望については、隣接地の同意が必要となるため、地元自治会の会長様から受け付けることを原則としております。 大変申し訳ないのですが、地元自治会の会長様を通じて要望していただきたく存じます。 今後とも、ご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課/078-918-5034
32	令和5年5月	警報時の対応について	明石学区の高等学校の警報時の対応について、全て同じ条件に統一してほしいです。	警報時の対応につきましては、条件を一様にそろえることが難しい状況にあります。 理由としては、学区と生徒の居住地になります。明石市内の県立高等学校普通科は学区が第3学区となりますが、隣接の地域を学区として含んでいたり、学科によって学区が異なったりしています。明石市立明石商業高等学校においては、全県学区となります。 このように学区が異なることにより、生徒の居住地の範囲にも差が出てきます。各校が、該当の警報発令区域や公共交通機関の運行状況等も踏まえたうえで対応を行っています。 以上の理由により警報発令時においては、各校の実態に応じた対応をせざるを得ない状況となっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	学校教育課/078-918-5055
33	令和5年5月	スケートボードの無謀行為	夕方18時過ぎ、藤江焼野の国道250号と新幹線高架が交わる付近を自転車で走っていたら、スケートボードをやっている子ども達が路地からいきなり飛び出してきて危うくぶつかりかけました。 この案件を契機に、市をあげてスケートボードの指導などを徹底すべきだと強く思います。	ご指摘の通り、道路におけるスケートボード等の使用は、交通事故につながる非常に危険な行為です。 各校におきましては、交通ルール順守を指導していますが、今回のような危険行為についても指導し、再発防止に努めてまいります。 ご理解のほどよろしくお願いいたします。	学校教育課/078-918-5055
34	令和5年6月	林崎松江海岸駅南側自転車置き場	林崎松江海岸南側の自転車置き場に街灯がないので設置していただきたい。安全面も考えると必要だと思います。犯罪への抑止力にもなります。 海岸を利用する人もこれから増えていくので、防犯カメラも必要に思います。駅員も不在の駅で、周りにも民家がないので、不安を感じます。	林崎松江海岸駅南側については、現在、県道明石高砂線から駅までの道路整備を計画しており、それにあわせて駐輪場の整備についても山陽電気鉄道を含む関係機関と協議を進めております。 今回いただきましたご意見につきましては、駅前の道路整備事業にかかる関係課へお伝えし、だれもが安心できる、利用しやすいまちづくりができるよう順次検討いたしますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。 道路安全室交通安全課、総合安全対策室	道路安全室交通安全課/078-918-5036 総合安全対策室安全管理担当/078-918-5069

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
35	令和5年6月	街灯について	駅から自宅周辺に街灯が少なく道が真っ暗な為、子どもが安心して通学できないと感じています。街灯の増設を要望いたします。	街路灯の設置要望については、隣接地の同意が必要となるため、地元自治会の会長様から受け付けることを原則としております。大変申し訳ないのですが、地元自治会の会長様を通じて要望していただきたく存じます。尚、自治会長様に要望をお伝え頂く際には、具体的に通学路のこの箇所と指示頂きますと幸いです。今後とも、ご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
36	令和5年9月	大蔵海岸の階段の危険性	大蔵海岸の事故が起きたあたりの階段で足を踏み外し、転んでしまいました。薄暗くなると階段の踏み面がわからなくなり、とても怖いです。私は65歳で視力も落ちているせいもありますが、若い人も踏み外しそうになっています。階段の踏み面には滑り止めテープが張ってありましたが、磨耗してほとんど残っていません。早急な対策を検討していただきたいと存じます。	大蔵海岸の階段について現場確認したところ、ご意見いただきましたとおり、階段の踏み面の滑り止めテープが磨耗して、ほぼ残っていない状況でした。今後は、階段踏み面の滑り止めの改修を実施するよう検討させていただきます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
37	令和5年9月	林崎松江海岸の松の木に関して	海岸の松の木を短く伐採して頂きたいです。松の木が高くなればなるほど、強風や台風の際、木の枝や葉がベランダや歩道に散乱して大変な事になります。また、松の木が生い茂り過ぎると、夜間の防犯の観点からも良くないと思います。2年に一度でいいので松の木を剪定していただきたいです。	台風時に木の枝や葉が飛散することについて、ご迷惑をおかけしており申し訳ございません。林崎松江海岸の松は、砂の飛散を抑える防砂林や防風林としての機能を有しているため大幅な剪定や伐採等は現時点では難しいと考えます。ただし、松が隣接する道路や住宅等との境を越えて枝を伸ばした場合に支障木の剪定や伐採を行うことはあります。今後も現場パトロール等を行い、市民の皆様が安全に快適に海岸をご利用いただけるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。また、今後も何かお気づきの点がございましたらお知らせいただけると幸いです。	道路安全室海岸・治水課 /078-918-5042
38	令和5年9月	街路灯の設置(松が丘4丁目一松が丘5丁目南の間)	朝霧駅発63系統のバス停と、松が丘4丁目から松が丘5丁目南の間の歩道に街路灯を設置して下さい。この歩道は、朝霧小・中学校の通学路であり、秋から冬にかけ、暗く不安を感じています。	まずご要望頂いている箇所について、山陽バス63系統(朝霧駅-松ヶ丘1丁目間を運行)の松が丘4丁目バス停から松が丘5丁目南バス停までを前提として回答させていただきます。ご連絡頂きました箇所について、現地確認を実施致しました。ご連絡頂きました通り歩道部について街路灯を設置する方が良いと判断しましたので、現在街路灯が設置されていない電柱に対し、今後新たに街路灯を設置したいと考えております。しかしながら、街路灯の新規設置については、隣接地に影響が発生することもあり、隣接地の同意が必要となるため、街路灯設置場所の地元自治会の会長様から設置要望を受け付けることを原則としております。大変申し訳ないのですが、街路灯設置場所の地元自治会の会長様を通じて要望して頂きたく存じます。また、自治会長様に要望をお伝え頂く際には、当該道路のこの箇所(東側の歩道のこの電柱など)と具体的にお伝え頂きますと幸いです。尚、明石市では電柱に街路灯を設置することを原則としておりますが、すでに街路灯が設置されている電柱には、追加して2個目の街路灯を設置することはできません。また電柱所有者(関西電力など)より設置不可能と回答がある等、最終的にご希望の箇所に設置できない場合もあります。事前にご承知お願います。今後とも、ご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
39	令和5年11月	害獣徘徊	<p>自宅前の空き地でヌートリアが2匹野草を食べていました。人が小走りする音で1匹は直ぐに雑草の生い茂った空き地に逃げ込みましたが、残る1匹は悠然と食べ続けています。空き地は少し前、シルバー人材の人がひどく生い茂った雑草を刈り取っていましたが、生えた新しい若い雑草を食しているようです。この空き地は子供も遊んでおり、巣に気づかず近寄ったり、踏んだりすると凶暴なヌートリアに襲われ大怪我することも予測されます。ヌートリアが逃げ込んだ巣があると思われる手の全く入っていない雑草の生い茂った土地の持ち主に放置せず、手入れするよう指示して下さい。</p>	<p>11月7日、要望者と現地立会い済み。今後の対応について、以下のとおり説明し、ご了承いただきました。特定外来生物であるヌートリアについては、地域の協力のもと、捕獲を検討していきます。雑草が繁茂している土地については農地であることが判明したため、農業委員会事務局を通じて農地所有者に草刈りを依頼いたします。</p>	産業振興室農水産課 /078-918-5017
40	令和5年11月	「求援」という用語の普及について(提案)	<p>マスコミで報道されていますが、家庭内における児童虐待や介護疲れの果ての悲惨な事件が後を絶ちません。そのような事態を招かないように、ほとんどの自治体が、把握、相談及び支援の体制を整え、市民に異変の気づきの協力を求めています。しかし、悲惨な事件は続いています。その原因は、もう一つの対策がないからです。もう一つの対策とは、「求援」という用語の普及です。日本語には、「支援」という用語はありますが、「求援」という用語がありません。援助は求めるものではなく、援助は待つものだという深層意識が市民にあるからでしょう。また、自治体にも同様な意識があるのかもしれませんが。明石市は、「ためらうことなく求援できるまち」を目指すことを提案します。そのために、市政だより、ホームページ及び全戸配布のちらしを活用して、「求援」という用語を普及させることを提案します。また、各小学校区の協働のまちづくり推進組織に協力を依頼して、「求援」をテーマにしたワークショップを開催することを提案します。これらの取り組みに要する費用は多額ではありません。令和6年度当初予算に計上することを提案します。</p>	<p>以前にもご提案いただいております「求援」につきまして、改めて、ご提案と関係の深い担当部署へ、市政に対する貴重なご意見として伝えさせていただきます。今後とも市政へのご理解、ご協力のほど、よろしく願いいたします。</p>	市民相談室/078-918-5050
41	令和5年12月	街路灯の不具合について	<p>明石市管理の街路灯にて4箇所不具合を発見しました。3箇所は日中も点灯したまま、1箇所は夜間に不点灯となっています。場所等は別途連絡させていただきます。</p>	<p>12月4日に業者に対応を指示しましたので、1週間程度で対応が完了する予定です。ただし、周囲の明るさにより街路灯をオン/オフさせる自動点滅器(関西電力の所掌)が故障している可能性があり、その際は関西電力にて自動点滅器の交換を実施致しますので、もう少しお日にちが掛かります。なお、関西電力が自動点滅器を交換するまでの間は、不点灯の街路灯につきましては当該場所が暗いままとならないよう昼間も含めまして常時点灯した状態とさせて頂き、昼点灯の街路灯につきましては現状の常時点灯した状態とさせて頂きますので、更なる故障では無いことをご承知お願います。また街路灯番号の判別がつかなかった昼点灯の街路灯につきましては、別途詳細をご連絡頂きました内容で街路灯を特定できましたので、一緒に業者に対応を指示しております。街路灯につきまして、色々お気づき頂き、いつも大変助かっております。今後ともご協力をいただけますようお願い申し上げます。</p>	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
42	令和6年1月	能登地震にマスクの寄贈をしたい	私も阪神大震災を体験しました。避難場所は寒いので、体調が弱い方へ自宅にあるマスクを寄附できたらと思います。迷惑でなく寄付できるなら、市役所などで集約していただき、明石市からまとめて渡せたらいいと思います。	被災地へは現在、国や民間企業からプッシュ型の支援が実施されているところであり、明石市としても、被災地の受け入れ態勢や交通状況を考慮するとともに、被災地や兵庫県からの要請を受けた際は、積極的に対応をする予定です。全国の自治体が独自に物資を送ってしまうと被災地が混乱してしまうこともあり、現時点では個人様からの寄附・寄贈の取りまとめは行っておりません。今後、明石市民の皆様が被災地支援のご協力をお願いをする際には、是非よろしくお願ひいたします。	総合安全対策室地域防災担当/078-918-5069
43	令和6年2月	海拔表示標識について	地震災害について具体的な備えが必要だと痛感している中、明石市では海拔標識「ここは海拔〇〇m」とか「避難方向を示す標識」とかを見かけませんが、どの程度設置してあるのでしょうか。明石市は瀬戸内海に面し、津波の高さにも楽観的な見方はありますが、昨今の自然災害は「想定外と言われるものばかりです。明石市への流入人口が増えている今、その取り組みは早急で必然的な事案ではないかと思ひます。	お問い合わせの海拔標識について、明石市では現在地の標高を示す看板を、津波による浸水被害が予想される地域を中心に約140箇所設置しております。魚住町であれば、住吉神社周辺や錦浦小学校周辺に設置しております。また標高表示板の設置のほか、津波一時避難ビルの指定や、ハザードマップの全面的な改訂、それを活用した出前講座や地域の防災訓練支援を実施し、標高3メートルよりも低い地域にお住いの方には、高台への避難を呼びかけております。甚大な被害をもたらす自然災害に備えるべく、本市も引き続き、防災・減災対策に取り組んでまいりますので、ご理解ご協力いただきますようよろしくお願ひいたします。	総合安全対策室地域防災担当/078-918-5069
44	令和6年2月	登校時間帯での交差点の信号無視多発について	スクールガードをしている保護者です。児童が登校する時間帯での、交差点の信号無視が非常に多いので改善をしてください。横断歩道を渡る児童と接触しそうな状況が多々見られ、本当に危険です。ドライバー側の意識もありますが、道路構造的にリスクが高くなっています。信号切替のタイミングを変えるや、歩車分離式に切り替えるなど、対応をお願いしたいです。	信号機等の交通規制にかかるものは兵庫県警が管轄になります。兵庫県警からは、個人としての要望ではなく、地域の問題として自治会などで話し合っていたいただき、地域の総意として要望を行っていただくことが大事になってくると伺っております。なお、いただいた内容については、兵庫県明石警察署の交通規制係にお伝えさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いいたします。(個人情報には伝えません)。	道路安全室道路総務課/078-918-5031
45	令和6年2月	川に子どもが落ちそうです	赤根川沿いの道路に柵がなく、よく自転車が落ちています。軽く傾斜になってるので落ちてしまうのかと思ひます。かなり高さもあるので、小さい子どもが落ちて大怪我や死亡する可能性もあり不安です。外灯も少なく、夜は暗闇になってしまいますので、今後通学が不安です。環境の見直しをお願いしたいです。	川沿いの柵についてでございますが、赤根(あかね)川におきましては兵庫県の管理する河川でございます。当該道路はその河川の管理用通路となっておりますので、兵庫県へこの度頂きましたご提案をお伝えさせていただきます。具体的な個所は、ご住所の付近における柵(ガードレール)の無い所を想定し、伝える予定です。次に、防犯対策における外灯の設置につきましては、街路灯の設置要望としまして、隣接地などの同意が必要となるため、地元自治会から受け付けることを原則としております。尚、自治会に要望をお伝え頂く際には、具体的にこの箇所と指示頂けますと幸いです。いずれの対策も、地域の合意形成が必要不可欠であることから、道路の安全対策に関するご要望については、地域意見をとりまとめている自治会からお受けすることとしています。一度、地域にご相談いただけますようお願いいたします。なお、自治会等から頂きましたご要望につきましては、道路現状の判断などからご要望に沿うことができない場合もありますのでご承知おきください。以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課/078-918-5034
46	令和6年2月	明石公園の街灯について	明石公園内、野球場周辺の道が暗く、危険だと思ひます。子供の通行も多いため、街灯を追加で設置していただきたいです。	「明石公園」は兵庫県が管理しておりますので、県の方に情報提供させていただきます。(個人情報には伝えません)ご不明な点がございましたら(財)兵庫県園芸・公園協会Tel.912-7600までお願ひします。	都市整備室緑化公園課/078-918-5039

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
47	令和6年3月	野々池貯水池内での車両走行について	野々池貯水池の築堤路を散歩していたところ、速度を出して走行する車両を見かけました。 幅員2m程の管理道とはいえ市民の散歩道でもあるこの場所で、歩行者を危険にさらすような乱暴な走行は今後しないようにしていただきたい。 一般市民に開放された管理道であれば「原則ハザードランプ点灯のうえ低速走行で、歩行者直近を通行する際は徐行または一時停止をして安全な走行を心掛けよ」といった事は教えられてはいないのでしょうか。	この度は表題の件について、不快な思いをさせてしまい申し訳ございません。 頂いた情報から調査したところ、野々池貯水池にあるポンプ場の機器を点検委託契約している業者と判明いたしました。 当該委託業者には厳重注意するとともに、貯水池内の周回道路を走行する際は徐行し、歩行者等とのすれ違い時には安全確認を徹底するよう指導を行いました。 あわせて、貯水池管理業務に従事する市職員および委託業者全てに安全運転を厳守するよう指導いたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	浄水担当/078-918-5068
48	令和6年3月	明石市における気象警報の認識について	気象庁(神戸地方気象台)から出される暴風、大雨、洪水等の警報についての明石市の認識を伺いたいです。 気象庁から出される気象警報は「発表」です。「発令」ではありません。 「警報発令時の場合……」は、誤記、誤表記だと(私は)思います。明石市において「発令」を使用している文書(教育委員会等)があります。警報が出された時に行動を伴うことから注意喚起の意味を含めて使用されているのかもしれませんが、誰が、どこが「発令」しているのかを考えれば、市長、教育委員会がということになります。市長が「発令」するのは、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」です。気象庁が発表した気象警報を市長が「発令」することはないはずですが、指摘を含めて見解をお聞きます。	お問い合わせいただきました「発表」、「発令」についてですが、確かに、気象庁が警報を出す際は「発表」が使われています。 今後は気象庁と同じく、「発表」という表記に統一するようにいたします。	総合安全対策室地域防災担当/078-918-5069